

加入すると

お得な

小規模企業共済

の**すすめ**

ゆとりある老後のために自助努力。将来年金だけでは不安という方。



Q. 小規模企業共済に加入していますか？

裏面へ

A. 入っています

A. 入っていません

安心・安全 国がつくった**経営者のための退職金制度**です。

こんな制度です…

- 昭和40年に『小規模企業共済法』に基づき発足して以来、順調に普及
- 独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営しています
- 現在の加入者数は約128万人（H28.3末現在）
- 1人あたりの共済金支給額の平均は、1,079万円です（H27度実績）

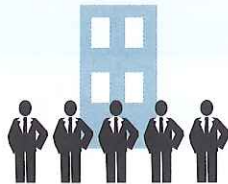
加入対象者

制度に加入できる方は、個人事業主・共同経営者・会社等役員で、雇用されている従業員（正規雇用）数によって判断されます。

小売・卸売・サービス業等
※旅館・娯楽業は除く

従業員

5人以下の企業



農林漁業・製造業・建設業・
運送業・旅館業・娯楽業等

従業員

20人以下の企業



※従業員とは、個人事業主や会社等役員、共同経営者(2人まで)及び家族従業員、パート従業員、アルバイト従業員などの臨時に期間を定めて雇い入れている者を除いた、正社員として雇用されている方を言います。

加入するには… 青色申告会、商工会、商工会議所、金融機関の本支店などで加入できます。

※制度の資料請求・お問い合わせ、加入申込等は、裏面をご覧ください。

小規模企業共済の**お得**ポイント

ポイント

1 掛金は、**全額所得税控除**

掛金は月額1,000円から7万円の範囲（500円単位）で自由に選べます。

払込んだ掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として所得控除の対象となります。

（確定申告書の『小規模企業共済等掛金控除』にご記入ください）

| | | | | |
|----------|--------------|---|--|------|
| 所得から差し引か | 雑損控除 | ⑩ | | |
| | 医療費控除 | ⑪ | | |
| | 社会保険料控除 | ⑫ | | |
| | 小規模企業共済等掛金控除 | ⑬ | | |
| | 生命保険料控除 | ⑭ | | |
| | 地震保険料控除 | ⑮ | | |
| | 寄附金控除 | ⑯ | | |
| | 寡婦・寡夫控除 | ⑰ | | 0000 |

ポイント

2 受取時も **税制メリット**

- 共済金は、廃業や退職時のほか、65歳以上で15年以上掛金を納付した方も受け取ることができます。
- 受取は、「一括」「分割」「一括と分割の併用」がある一方税制のメリットがあります。

一括受取 → 退職所得扱い

分割受取 → 公的年金等の雑所得税扱い

ポイント

3 **資金に困ったら…**

事業資金に困った場合、掛金納付月数により、掛金の7割～9割の範囲内で貸付制度がご利用できます。

一般貸付制度 → 貸付利率 年1.5%

Q. 小規模企業共済に加入していますか？

表面へ

A. 入っています

A. 入っていません



小規模企業共済のメリット（掛金の所得控除など）を
実感している皆様へ **お得な** 情報



掛金を、増額してみませんか？

- 制度改正により掛金の増額がしやすくなりました。
改正後、現金がなくてもお申込みができるようになりました。
さらに、掛金を減額する際の手続きが簡単になりました。
- 掛金増額で所得税控除を増やす。
掛金の増額は500円単位で、掛金の上限7万円まで増額できます。
掛金全額が所得控除されます。



増額の手続き

必要なもの

- ① 認印
- ② 掛金月額変更（増額・減額）申込書

下欄の「お問い合わせ」先
で手続きできます。
詳しくはお問合せ下さい。



共同経営者も加入できる！（個人事業主の方）

個人事業主1人のほかに、共同経営者は、条件を満たせば2人まで
加入できます。配偶者や後継者が該当する場合があります。

他の役員も加入できる！（法人役員の方）

現在、加入している役員のほか、商業・法人登記簿謄本（登記事項証明書）
に役員として登記があれば、会社等の役員として加入できます。



資料請求につきましては、中小機構ホームページもしくはお電話で承っています。

独立行政法人 **中小企業基盤整備機構**



お電話でのお問い合わせ

050-5541-7171

受付時間 平日9:00~18:00



ホームページはこちらで検索

小規模共済

検索



お問い合わせ
お申し込み

中津商工会議所

☎ 0979-22-2250